

○静岡市法定外公共物管理条例

平成15年4月1日

条例第252号

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがある場合を除き、静岡市の区域内に存する法定外公共物の管理又は利用に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、次に掲げる公共の用に供されている財産で、市が管理するものをいう。

- (1) 市が所有する道路で道路法（昭和27年法律第180号）が適用されないもの
- (2) 河川、湖沼、ため池その他の水流又は水面で河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されず、及び下水道法（昭和33年法律第79号）が適用されないもの並びにこれらが存する土地

- (3) 前2号に掲げる財産に附属する工作物、物件又は施設

(禁止事項)

第3条 法定外公共物においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 法定外公共物に土石（砂を含む。以下同じ。）、竹木及びごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を投棄し、又はたい積すること。
- (3) 工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液又は坑水をみだりに法定外公共物に排出すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 前項各号に掲げるもののほか、前条第1号に係る法定外公共物にあっては、当該法定外公共物の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

3 第1項各号に掲げるもののほか、前条第2号に係る法定外公共物にあっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 適当な設備のない場所で貨物の船積み又は陸揚げをすること。
- (2) 法定外公共物の構造又は流水機能に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(許可事項)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 法定外公共物が存する土地を占用すること。
- (2) 法定外公共物において、土石及び生産物を採取すること。
- (3) 法定外公共物において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (4) 法定外公共物を横過し、又はその地下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (5) 法定外公共物において、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植及びその伐採をすること。
- (6) 法定外公共物の維持、修繕、改良等のため当該法定外公共物の構造を変更する工事を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の機能に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 前項各号に掲げるもののほか、第2条第2号に係る法定外公共物において、流水を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時若しくは緊急に必要な場合又は私人が所有する土地に存する法定外公共物に係る場合は、これらの規定は適用しない。

4 市長は、第1項及び第2項の許可の際必要な条件を付けることができる。

5 第1項及び第2項の許可は、第6条に規定する期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(国又は静岡県の行う占用等の特例)

第5条 国又は静岡県の行う事業のための法定外公共物（私人が所有する土地に存するものを除く。）の占用等については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、国又は静岡県は、市長との協議によりこれを行うことができる。

(許可の期間)

第6条 第4条第1項及び第2項の許可の期間は、5年以内において市長が定める期間とする。ただし、公共の用に供する目的で長期にわたり工作物を設置する場合その他市長が特に必要があると認める場合においては、市長は、10年以内において期間を定めることができる。

(変更の許可)

第7条 第4条第1項及び第2項の規定による許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとする場合は、その理由を付して市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(届出の義務)

第8条 占用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したとき。
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき。
- (3) 天災その他不可抗力により許可を受けた行為の目的を達することができなくなったとき。
- (4) 許可に係る法定外公共物に異状を認めたとき。

2 許可を受けた者が法人である場合において、その法人が解散したときは、清算人は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(地位の承継)

第9条 許可を受けた者が死亡したとき、又は合併したときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、この条例の規定による許可に基づく地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地位を承継した者は、30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡等の制限)

第10条 この条例の規定による許可に基づく権利は、市長の許可を受けなければ他人に譲渡し、転貸し、又は行使させてはならない。

(原状回復の命令等)

第11条 市長は、第8条(同条第1項第1号の場合を除く。)の規定による届出があつた場合において、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、又はその法定外公共物を原状に回復し、その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付け、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為により生ずる危険を予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

- (1) 工事の施行又は工事の施行後の管理により公共の安全を害するおそれがあると認める

とき。

- (2) 法定外公共物の状況の変化又は許可後に生じた事実により必要を生じたと認めるとき。
- (3) 占用者等がこの条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 占用者等がこの条例の規定による許可の条件に違反したとき。
- (5) 占用者等が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (6) 占用者等が指定の期間内に工事に着手し、又は竣工しないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、公益のため必要があると認めるとき。

(立入検査等)

第13条 市長は、必要がある場合は、その職員をして検査若しくは調査のため現場に立ち入らせ、又は報告その他必要な書類の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があつた場合は、これを提示しなければならない。

(占用料等の徴収)

第14条 市長は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める占用料等(以下「占用料等」という。)を徴収する。

- (1) 第4条第1項第1号に係る許可を受けた者 土地占用料
- (2) 第4条第1項第2号に係る許可を受けた者 土石採取料又は生産物採取料
- (3) 第4条第2項の許可を受けた者 流水占用料

2 占用料等のうち第2条第1号に係る法定外公共物の土地占用料の額は、静岡市道路占用料条例(平成15年静岡市条例第249号)の規定を、当該土地占用料以外の占用料の額は、静岡市準用河川流水占用料等徴収条例(平成15年静岡市条例第250号)の規定を準用する。

(占用料等の減額又は免除)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 直接公共の目的のために許可に係る行為をするとき。
- (2) 宅地、田、畑等への通行のため幅員4メートル以内の橋(橋の一方が公道に接する場合にあつては、当該接する部分の幅員が5メートル以内の橋を含む。)を設けるとき。
- (3) 水道施設及び下水道施設を設けるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(占用料等の不還付)

第16条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、天災その他の不可抗力により許可の目的を

達することができなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

（1）第3条の規定に違反した者

（2）第4条第1項又は第2項の許可を受けずに、同条第1項各号又は第2項に規定する行為を行った者

第19条 第11条又は第12条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号の規定により、静岡市が国から譲与を受けた財産について、当該譲与の際、現に国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第3項の許可を受けている者は、この条例の相当規定による許可を受けている者とみなす。この場合において、当該許可の期間は、同項の許可を受けた期間とする。ただし、当該譲与の日以後の当該許可の期間に係る占用料等については、この条例の規定により徴収する。

3 この条例の施行の際、現に合併前の静岡市普通河川条例（昭和46年静岡市条例第15号）第4条の許可であつて期限を付されたものを受けている者は、この条例の相当規定による許可を受けている者とみなす。この場合において、施行日以後の当該許可に係る占用料等については、この条例の規定により徴収する。

4 この条例の施行の際、現に合併前の清水市普通河川条例（昭和46年清水市条例第7号）第4条の許可を受けている者は、この条例の相当規定による許可を受けている者とみなす。この場合において、施行日以後の当該許可に係る占用料等については、この条例の規定により

徴収する。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

5 蒲原町の編入の日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町法定外道路管理条例（平成16年蒲原町条例第15号）又は蒲原町普通河川条例（昭和46年蒲原町条例第8号）（以下この項から附則第7項までにおいてこれらを「編入前の条例」という。）の規定により占用等の許可を受け、編入日以後において引き続き占用等を行う物件に係る占用料等については、第14条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの間に限り、同条の規定により算定した額が編入前の条例の規定により算定した額を超えるときは、編入前の条例の規定により算定した額とする。

（平17条例237・追加）

6 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（平17条例237・追加）

7 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

（平17条例237・追加）

（由比町の編入に伴う経過措置）

8 由比町の編入の日（以下この項から附則第10項までにおいて「編入日」という。）の前日までに、編入前の由比町法定外道路管理条例（平成16年由比町条例第1号）又は由比町普通河川条例（昭和46年由比町条例第3号）（以下この項から附則第10項までにおいてこれらを「編入前の条例」という。）の規定により占用等の許可を受け、編入日以後において引き続き占用等を行う物件に係る占用料等については、第14条の規定にかかわらず、編入日から平成21年3月31日までの間に限り、なお編入前の条例の例による。

（平20条例126・追加）

9 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（平20条例126・追加）

10 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

（平20条例126・追加）

附 則（平成17年12月15日条例第237号）

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

附 則（平成20年10月 3 日条例第126号）

この条例は、平成20年11月 1 日から施行する。